

## 国交省「事故物件」ガイドライン案の3大ポイント

所有物件内で入居者が亡くなつて「事故物件」となると、入居者が集まりづらくなるために賃貸を大幅に下げて募集せざるを得なくなるケースも多く、経営へのダメージは甚大です。しかし今回、「報報」ともいえる発表がありました。(宅地建物取引業による人の死に関する心理的暗証の取扱いに関するガイドライン)によつて何が変わるのでしょうか。

### 要件だった告知ルールに指針

特定の状況で人が亡くなつた物件は、瑕疵担保責任における「心理的暗証」があるとされ、部屋を借りようとする人に対してその旨を告知することが求められます。しかし、「自殺や殺人が、それ以外の物件がそれについて明瞭な基準が存在しませんでした。そのため、時には死因が病死や転倒事故であつても「告知事項あり」で募集されるケースについてはこれまで明瞭な基準が存在しませんでした。

これは管理会社や賃貸経営者が、後から損害賠償請求されるのを避けるべく個々に判断したものですね。しかし、病気や老衰で亡くなるのは人間として自然なことであり、こうした死が事故物件として扱つてしまえば、高齢者入居は事故物件化リスクとなりかねません。そこで今回、国交省はガイドライン案を打ち出し、告知すべき死亡の状況と告知を継続する期間について指針を示したのです。

### ガイドライン案の3つの主要ポイント

#### 1. 老衰、病死など「自然死」は告知義務なし

老衰、持病による病死などの「自然死」についでは、心理的暗証等の理由で「特殊清掃」が行なわれた場合は告知義務があるとされましたが、自然死には自己の階段からの転落や入浴中の転倒事故、食事中の誤嚥など、日常生活の中で生じた不慮の事故も含まれるとされています。

#### 2. 特殊清掃をする死亡は

##### 自殺等と同様に告知義務あり

ただし、1のような自然死であつても、発見の遅れによる遺体損傷等の理由で「特殊清掃」が行なわれた場合は告知義務があるとされます。真いや生のされました。また、自然死には自己の階段からの転落や入浴中の転倒事故、食事中の誤嚥など、日常生活の発生した死亡事故は、たとえ特殊清掃やリフォームを行なつても、契約するか否かの判断に重大な影響を及ぼすことがあります。

# ART TIMES 08

August  
2021

オーナー様向けニュースレター

## 自宅や事業用土地の評価額を大きく低減! 「小規模宅地の特例」 基本解説

今回のガイドライン案で画期的だったのは、事故の告知義務の期間が概ね3年間と明記された点です。過去のガイドライン案で画期的だったのは、事故の告知義務の期間が概ね3年間と明記された点です。ネット上に残つてしまふ現代において、3年で告知義務から解放されるという価値は非常に大きいと言えるでしょう。ただし、こちらは賃貸での取引のみが対象であり、売買では何年前の事故であつても告知が必要です。

### 高齢者入居のリスク低減、空室対策に

告知期間の件だけではなく、特に「自然死の扱い」については、うれしい方が多いのではないかでしょうか。自宅内で死の9割は老衰や病死などの自然死という統計もあります。このガイドラインに従えば、ほとんどの室内死亡事故が「心理的暗証」に該当しないことになります。また、事故物件のリスクが減ることは、特に高齢者の受け入れをいやしくみに繋がります。早期発見さえすれば事故物件とならないわけですから、從来の「高齢者入居=事故物件化リスク」という考え方方は改めていく必要がありそうです。超高齢化社会において、これからさらには増加が見込まれる高齢者の住まいニーズに応えることは、社会貢献となると同時に強力な空室対策ともなるでしょう。



今回のガイドライン案はパリックコメントを加味したうえで、秋ごろには正式に公表されるとのことです。ターゲット都市を考えている方はもちろん、賃貸経営者の皆さまはしっかりとこの件にアンテナを立てておきましょう。

アート不動産  
リノベーションファイル No.018  
アート不動産「事故物件」ガイドライン案の  
3大ポイント

定義、告知義務、告知期間…

